

情報資産編

「テレワーク導入」その前に? 企業にとって「安全、安心」な在宅ワークの「考え方」

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、企業にとって、テレワークやモバイルワークの活用は事業継続の重要なテーマとなっております。

テレワークとは、VPN等活用し、これまでの「会社」からではなく「自宅」から会社の重要な「情報資産」へアクセスすることを意味します。だからこそ「安全、安心」な仕組みを同時にご検討ください。

テレワーク実施の前に検討ください 《自宅から「会社」にアクセスするということ》

1 ルール決定

- ・基本方針
- ・実施範囲
- ・就業規則
- ・運用ルール

2 情報資産の棚卸

- ・データ名
- ・保存形式
- ・保存場所
- ・社内アクセス
- ・社外アクセス

3 環境構築

- ・対象デバイス
- ・社内アクセス
- 環境構築
- ・コミュニケーションツール選定

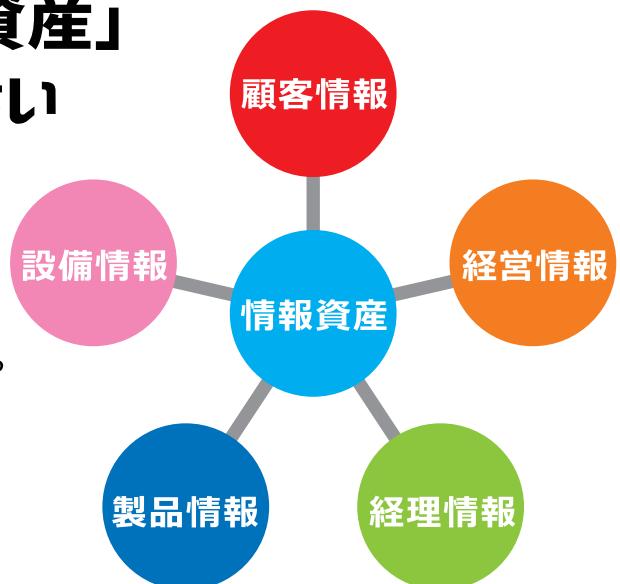
4 セキュリティ対策

- ・入口出口対策
- ・エンドポイント
- ・アクセスログ
- ・バックアップ

テレワーク検討時
における「盲点」

改めて事前に必要な「情報資産」 及び「その「価値」を検討ください

- ① 会社として「必要なデータ」がどれだけあるのか?
- ② そのデータは「どこに」あるのか?
- ③ 「社外からアクセス」する必要があるデータは何か?
- ④ そのデータが無くなった場合の「業務インパクト」はどのくらいあるのか?
- ⑤ データが漏洩した場合の「社会的インパクト」はどの程度あるのか?

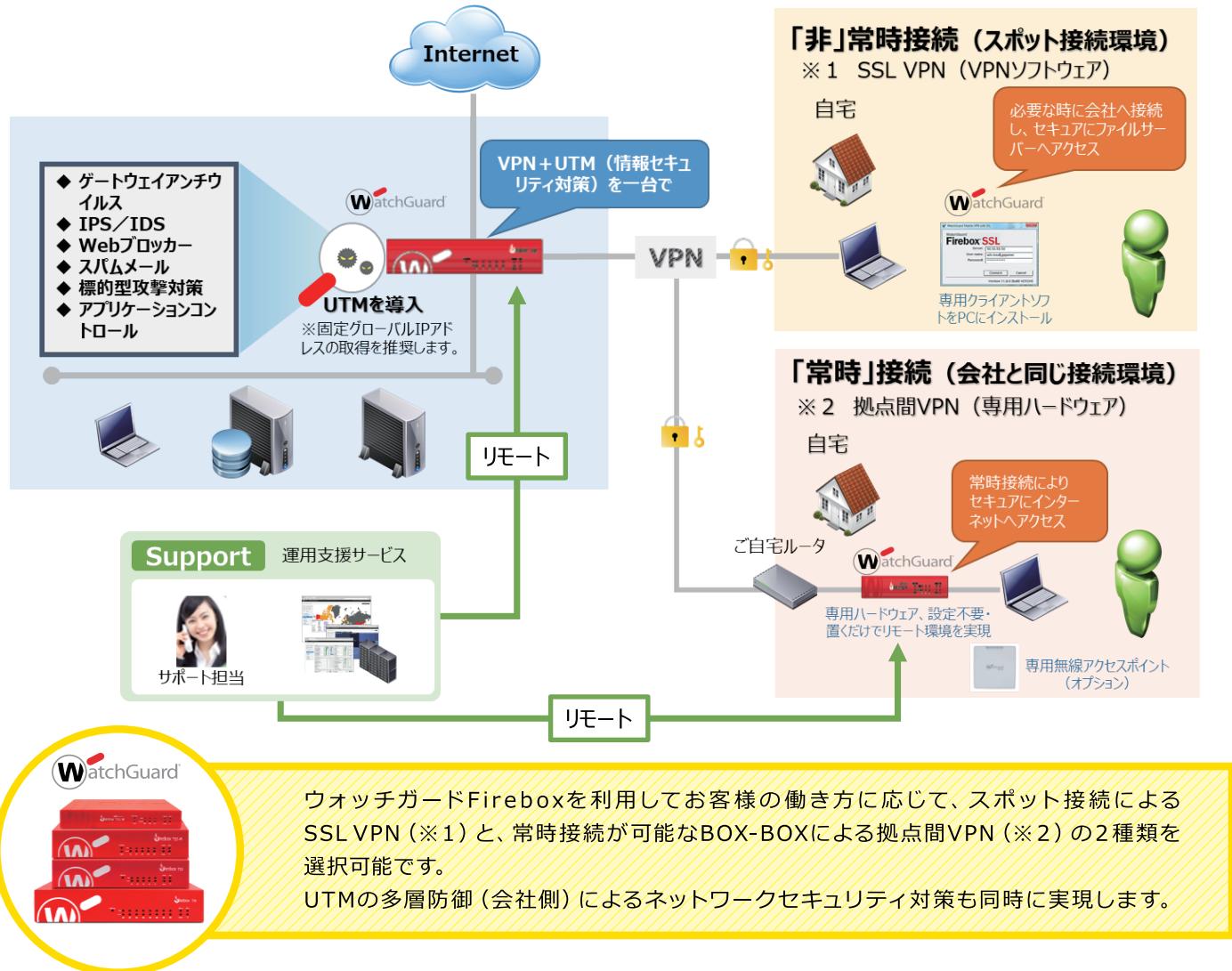


御社の情報資産の価値を守りながら、「安全、安心」にテレワークを実施するためには？

詳細は裏面をご覧ください。

情報資産の棚卸ができたら テレワークとセキュリティ対策はこれで決まり!!

「UTM1台」で在宅ワーク + セキュリティ対策を実現!



※参考 助成金の活用



令和2年7月現在

名 称	働き方改革推進助成金（テレワークコース）
目 的	新型コロナウイルス感染症に関する対策及び、時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善のため
概 要	テレワークに取り組むことを目的として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティングの事業を実施するために必要な経費が助成されるものです
補 助 率	補助率：1／2 ※1企業当たりの上限額200万円
申 請 期 限	令和2年12月1日までに、助成金の事務処理を行うテレワーク相談センターへ提出が必要です
実 施 期 間	令和2年6月30日又は交付決定後2カ月を経過した日のいずれか遅い日
支 給 申 請	令和2年9月30日までに、助成金の事務処理を行うテレワーク相談センターへ提出が必要です
注 意 事 項	国や地方公共団体が実施するテレワークに関する助成金を既に受給されている場合は、働き方改革推進助成金（テレワークコース）の支給を受けることはできません

本件に関する
お問い合わせ

株式会社
東邦通信システムズ

〒242-0007 神奈川県大和市中央林間 1-10-7
TEL 046-276-5828 FAX 046-276-5964
<http://new-tts.co.jp/>